## 2 政治資金監査に関する具体的な指針(未定稿)

## くこれまでの取組>

- (1) 政治資金監査マニュアルについて
  - 政治資金規正法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を 提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、 この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的指針に 基づき行うものとされている(法第19条の13第1項及び第2項)。
  - そのため、当委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意するということを踏まえ、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的指針」(政治資金監査マニュアル)を定めた。
  - 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められる。
  - 平成22年5月末までに、定期分として初めて、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を受けることとなった国会議員関係政治団体に係る平成21年分の収支報告書が提出された。これを受けて行った政治資金監査の実施状況に係る総務省及び都道府県選挙管理委員会の調査結果や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、検討を重ねた結果、より円滑な政治資金監査の実施に資するため、平成22年9月に政治資金監査マニュアルを改定した。改定後の政治資金監査マニュアルの内容については、フォローアップ説明会等で登録政治資金監査人に周知を図ってきたところである。
- (2) 第2期における政治資金監査マニュアルの改定について
  - 平成22年9月以降に当委員会が示した見解や制度改正については、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等により、登録政治資金監査人への周知を図ってきたところであるが、前回改定から2年半が経過し、これらを集約して一覧性を向上させる観点から、平成25年6月に二度目の政治資金監査マニュアル改定を行った。

○ 具体的には、平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加、収支報告書に支出が計上されていない場合の政治資金監査報告書の記載例の追加、主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化等の内容を新たに盛り込むとともに、参考資料の充実を図ったところである。

## <今後の方向性>

○ 今後も、フォローアップ研修や当委員会のホームページを通じて政治資金 監査マニュアルの内容についての周知を図るとともに、政治資金監査制度の 運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金 監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支 報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行ってい くことが適当である。